

令和元年度 第2回
徳島県後発医薬品適正使用協議会

日 時 令和2年1月29日（水）
午後1時30分から
午後3時30分まで
場 所 徳島グランヴィリオホテル
2階 蓬莱

一 次 第 一

- 1 開 会
- 2 部長あいさつ
- 3 議事等
 - ・ 後発医薬品の現状について
 - ・ 今年度の取組みについて
 - ・ 今後の取組みについて
 - ・ その他
- 4 閉 会

徳島県保健福祉部薬務課

会 議 資 料

	ページ
資料1 徳島県後発医薬品適正使用協議会設置要綱	・・・ 1
資料2 後発医薬品の現状（厚生労働省資料）	・・・ 4
資料3 今年度の取組について 今後の取組について	・・・ 9

◆ 当日配布

後発医薬品に関するお知らせ

災害拠点病院等主要病院でのジェネリック医薬品使用に関する取組状況

後発医薬品使用促進に係る「フォーミュラリー作成マニュアル」活用に関する研究

徳島県のジェネリック医薬品使用実態に関する調査結果（NDB第三者提供資料）

協会けんぽにおけるジェネリック医薬品使用状況について

後発医薬品使用促進ロードマップ検証検討事業報告書（平成30年度）関連資料

徳島県後発医薬品適正使用協議会設置要綱

(目的)

第1条 医療関係者及び県民への後発医薬品に関する理解の向上と適正使用についての普及促進を図るため、徳島県後発医薬品適正使用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。
（1）後発医薬品の正しい知識の普及に関すること
（2）後発医薬品に係る情報交換に関すること
（3）その他後発医薬品の適正使用に関し必要なこと

(組織)

第3条 協議会の委員は、15名以内で、別表に掲げる関係団体の者とする。
2 協議会に会長、副会長を置く。
3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。
2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、徳島県保健福祉部薬務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月27日から施行する。
2 第5条の規定にかかわらず、最初の会議は徳島県保健福祉部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

徳島県後発医薬品適正使用協議会名簿

区 分	所 属 団 体 等
医療関係者	一般社団法人徳島県医師会
	一般社団法人徳島県歯科医師会
薬事関係者	一般社団法人徳島県薬剤師会
	徳島県病院薬剤師会
	徳島県製薬協会
	徳島県医薬品卸業協会
学識経験者	徳島文理大学薬学部
	徳島大学薬学部
消費者代表	特定非営利活動法人徳島県消費者協会
保険者代表	徳島市（国民健康保険）
	全国健康保険協会

徳島県後発医薬品適正使用協議会委員名簿

(R1. 7. 1～R3. 6. 30)

	氏 名	所属団体等
医療関係者	本藤 秀樹	徳島県医師会
	石本 卓司	徳島県歯科医師会
薬事関係者	水口 和生	徳島県薬剤師会
	伏谷 秀治	徳島県病院薬剤師会
	清水 優之	徳島県製薬協会
	阿部 昌司	徳島県医薬品卸業協会
学識経験者	土屋 浩一郎	徳島大学大学院 医歯薬学研究部
	鈴江 朋子	徳島文理大学薬学部
消費者代表	内山 眞弓	徳島県消費者協会
保険者代表	森口 泰治	徳島市（国民健康保険）
	品川 晴旨	全国健康保険協会徳島支部

資料 2

後発医薬品の現状 (厚生労働省資料)

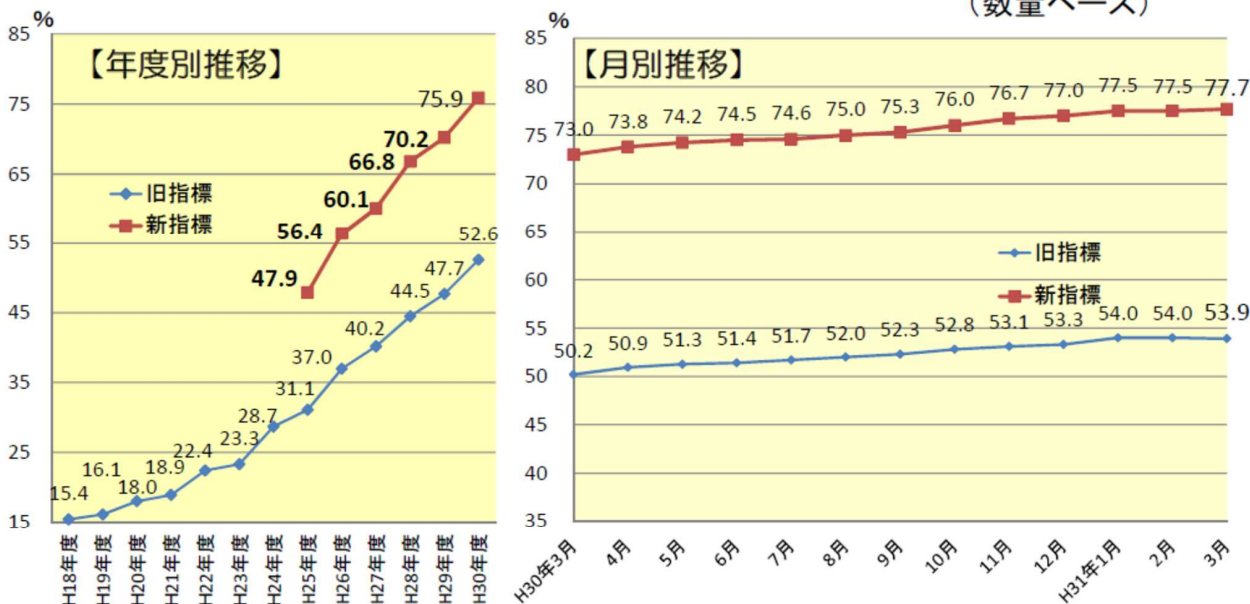
徳島県後発医薬品 適正使用協議会



徳島県保健福祉部薬務課

国の状況

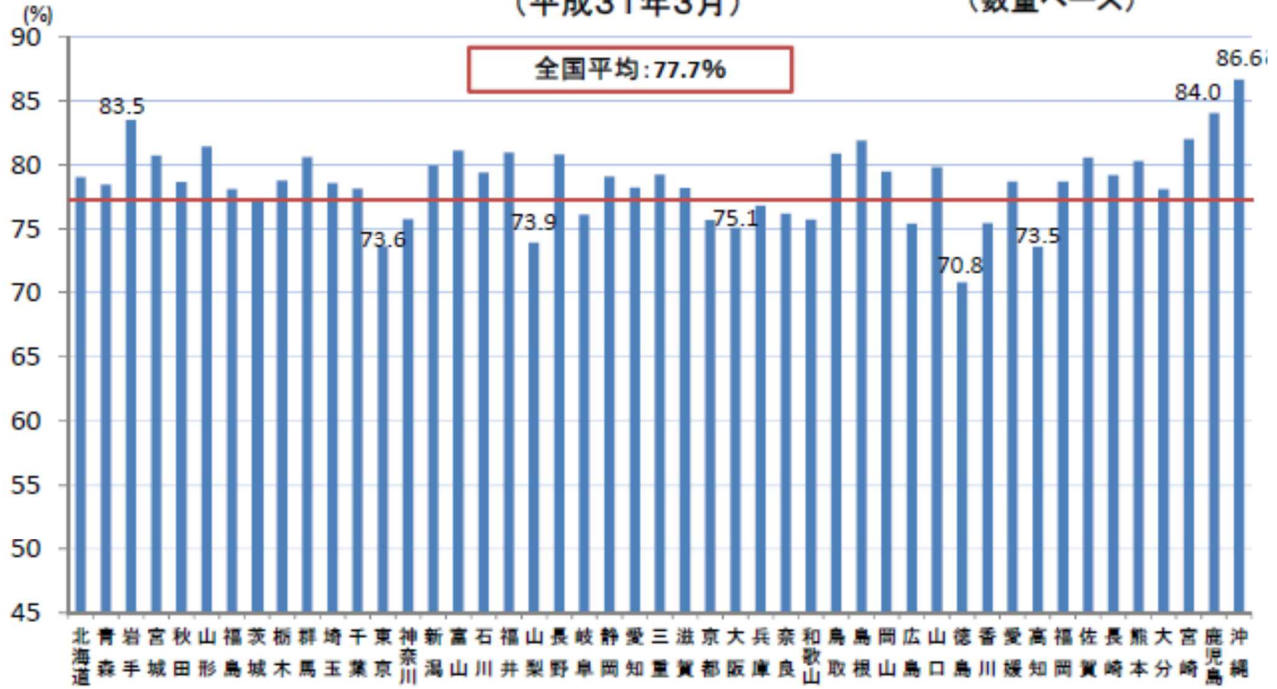
「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における後発医薬品割合
(数量ベース)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)。
 旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標)。

国の状況

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合
(平成31年3月) (数量ベース)



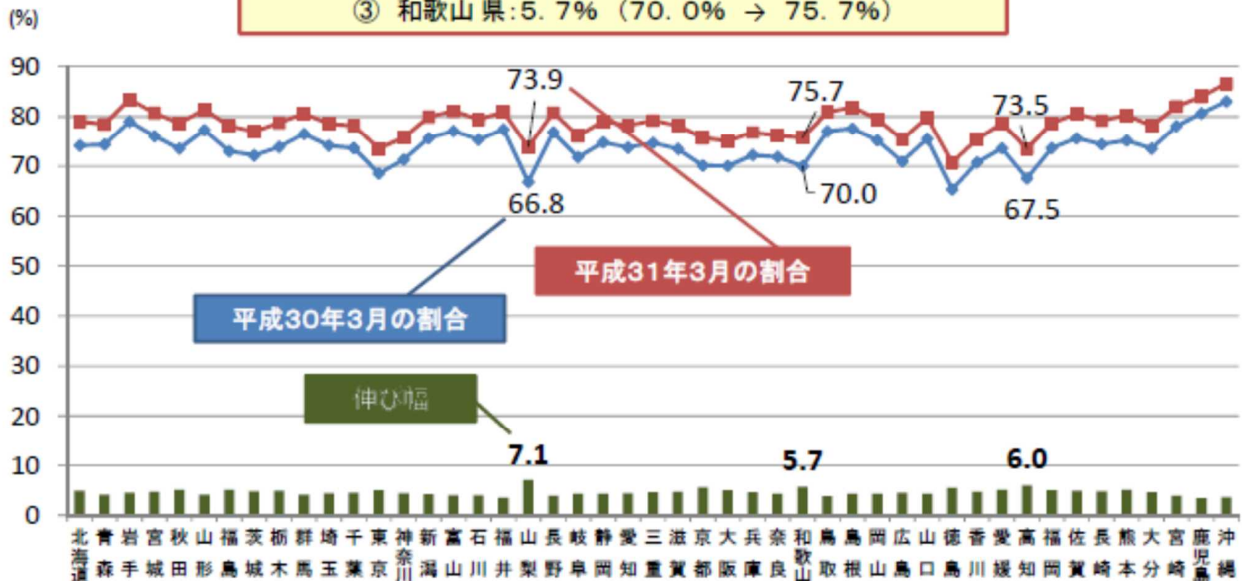
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4) 後発医薬品割合(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

国の状況

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合
(数量ベース)

■伸び幅が大きい県(平成30年3月→平成31年3月)■

- ① 山梨県: 7.1% (66.8% → 73.9%)
- ② 高知県: 6.0% (67.5% → 73.5%)
- ③ 和歌山県: 5.7% (70.0% → 75.7%)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4) 後発医薬品割合(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

国の状況

国の状況

